

富谷市記者会見資料①

令和2年9月30日

教育部生涯学習課

担当：堀田

連絡先：022-358-5400

令和4年度(令和5年)以降に開催する成人式の対象年齢決定

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳へ引き下げられますが、富谷市では成年年齢引き下げ後も、これまでと同様に当該年度中に20歳に達する人を対象として式典を開催いたします。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ記事にさせていただきますようお願いいたします。

記

【対象年齢】

当該年度中に20歳に達する人

【経緯】

- ・平成30年6月 成年年齢を18歳に引き下げられる改正民法が可決
- ・令和2年2月 中学3年生とその保護者を対象に「成年年齢引き下げによる成人式のあり方に関するアンケート」調査実施
[約85%が20歳での開催を希望する意見]
- ・令和2年7月 第1回富谷市社会教育委員会議で審議
[委員より対象年齢を20歳として進めて問題なしとの回答]
- ・令和2年8月 令和2年度教育委員会8月定例会
[対象年齢を20歳とする議案が可決される]

令和3年富谷市成人式

- ・期日 1月10日(日)
 - ・会場 富谷スポーツセンター
- ※新型コロナウイルス感染症対策に伴い式を2回に分けて開催する予定です。

